

## 「(仮称)宇都宮市路上喫煙による被害の防止に関する条例」に盛り込む内容(案)

現段階において条例に盛り込む内容(案)を記載しており、市民の皆さまのご意見を参考に議論を重ねることを目的に作成したものであり、この内容がそのまま条例案になるものではありません。

No.	条例に盛り込む事項	趣 旨
1	条例を制定する目的に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>路上喫煙による被害の防止に関し、必要な事項を定めることにより、屋外の公共の場における喫煙マナーや「おもてなし」の向上及び多くの人々が往来する場所での喫煙による火傷や衣服、持ち物の焦げの被害等を防止し、市民生活の安全・安心を確保することを目的とします。</li> </ul>
2	用語の定義に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>この条例で用いる用語を以下の通り定義します。</li> <li>①市民等 市内に在住、滞在する人、市内に通勤通学する人、市内を通過する人を指します。</li> <li>②事業者 市内で事業活動を行なう法人その他の団体又は個人を指します。</li> <li>③道路等 道路、公園その他の屋外の公共の場所を指します。</li> <li>④路上喫煙 道路等での喫煙や、火の点いた煙草を持つことを指します。ただし、道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する自転車、原動機付自転車、自動二輪車、自動車に乗車中の行為も含みます。（自動車については窓から手や顔を出した状態での喫煙や、火のついた煙草を持つ場合に限りません。）</li> </ul>
3	責務に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、路上喫煙による被害の防止に関する必要な施策の実施、市民等及び事業者への啓発を実施することとします。</li> <li>市民等は、道路等における喫煙の際には、本条例の遵守及びマナーを守った喫煙に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならないこととします。</li> <li>事業者は、その事業活動に当たって本条例の趣旨を踏まえ、市が実施する施策に協力しなければならないこととします。</li> </ul>
4	喫煙者の責務に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民等は、路上喫煙をする際は、歩行喫煙や灰皿のない場所での喫煙を行わないなど、喫煙マナーを遵守するとともに、周囲に対する安全配慮及び煙草の火の適正管理に努めなければならないこととします。</li> </ul>
5	路上喫煙禁止区域の指定に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>市長は、路上喫煙による被害の防止に関し、特に必要があると認められる区域を、路上喫煙禁止区域（以下「禁止区域」という。）として指定することができることとします。（具体的な区域は別紙2をご参照下さい。）</li> <li>禁止区域内において、路上喫煙をしてはならないこととします。ただし、市長が喫煙場所として指定した場所においてはこの限りではありません。</li> <li>禁止区域、喫煙場所を指定したときは、区域、場所を示す標識を設置する等、周知を行うこととします。</li> </ul>
6	罰則に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>禁止区域内で路上喫煙をした者に対し、過料 2,000 円を科すこととします。</li> </ul>